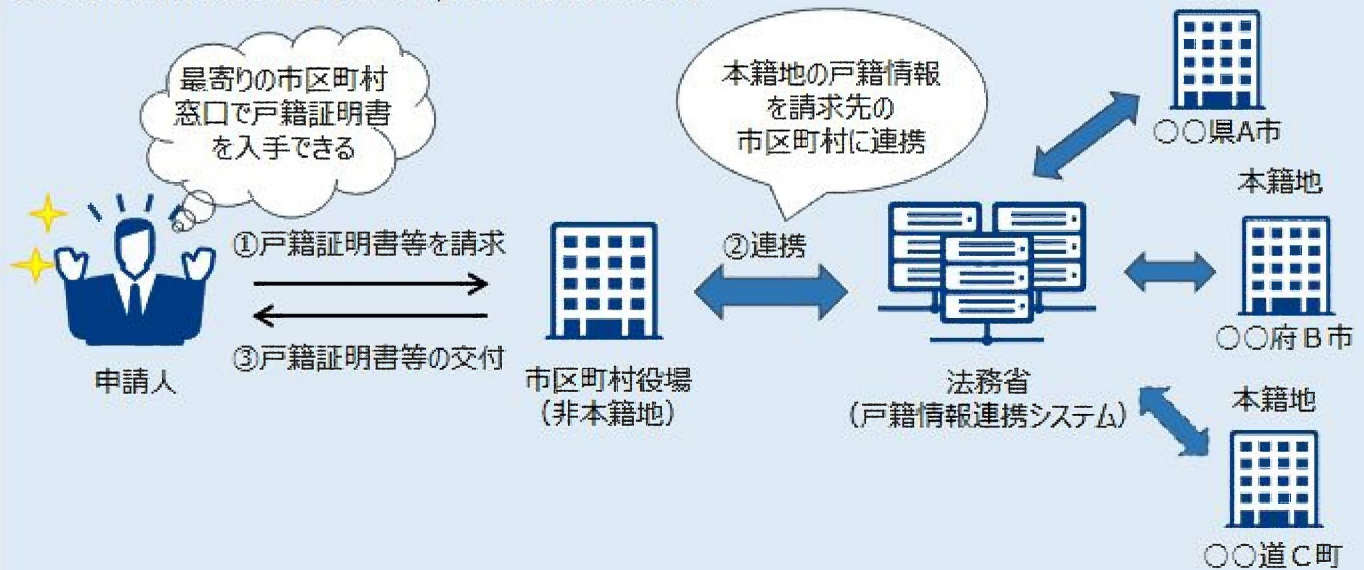




戸籍の証明書の請求が便利になりました！！

1. 戸籍証明書等の広域交付

- 最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等を請求可能



広域交付制度とは

令和6年3月1日から

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました(広域交付)。

これによって、

【どこでも】

本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

【まとめて】

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

※コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

※一部事項証明、個人事項証明書は請求できません。

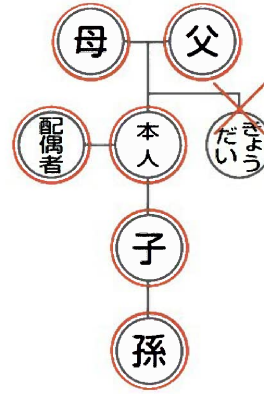
(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

広域充付で戸籍証明書等請求できる方

- 本人
 - 配偶者
 - 父母、祖父母など(直系尊属)
 - 子、孫など(直系卑属)
- の戸籍証明書等を請求することができます。

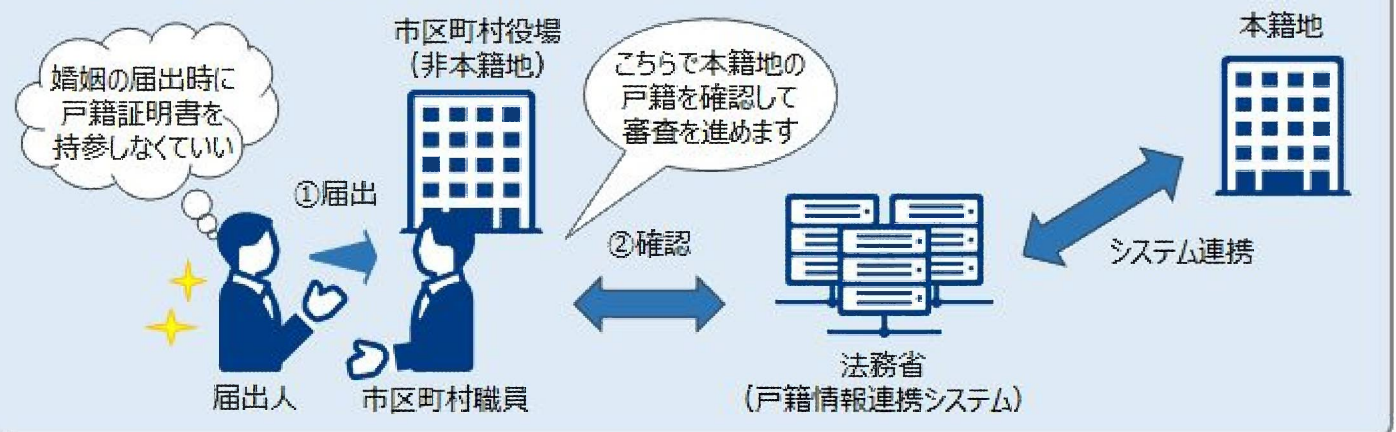


ご利用にあたっての注意事項

- 戸籍証明書等を請求できる方(上記参照)が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。
- 郵送や代理人による請求はできません。
- 窓口にお越しになった方の本人確認のため、以下の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。
 - ・運転免許証
 - ・マイナンバー
 - ・パスポート など

2. 戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

●戸籍の届出時（婚姻届等）



例えば、新婚旅行先の市区町村の窓口に婚姻届を提出する場合など、本籍地ではない市区町村の窓口に戸籍の届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することができるようになりましたので、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要となります。

参考文献： ■法務省



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

